

議案第72号

養父市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

養父市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月7日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

養父市子ども・子育て会議条例（平成25年養父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条」を「第72条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第72号 養父市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、養父市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を処理するものとする。</p> <p>(1) 法第77条第1項各号に規定する事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、養父市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を処理するものとする。</p> <p>(1) 法第72条第1項各号に規定する事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>